

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

消費税転嫁拒否等の行為の是正について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の引き上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています。（平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの措置）

今般の消費税率引き上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等に対して、政府一丸となって監視・取り締まりを行っています。

今般、経済産業省九州経済産業局より、消費税転嫁拒否等の行為の是正について、別添チラシのとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

※禁止される行為

- ①「減額」
- ②「買ったたき」
- ③「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」
- ④「報復行為」